

2023 年 9 月 15 日

こども家庭審議会 基本政策部会 第 9 回
「こども大綱」中間整理（案）への意見書
岸田雪子

新たな中間整理案について 2 点の意見と修正案を提案します。

(1) P14 「重要事項（１）」

いじめ、児童虐待等を許さないという意識を社会に浸透させるとともに、困難を抱えながら S O S を発信できていないこども・若者にアウトリーチするため、

→いじめ、児童虐待、性暴力等、こどもの権利侵害を許さないという意識を社会に浸透させるとともに、困難を抱えながら S O S を発信できていないこども・若者にアウトリーチするため、

(理由)

こどもが権利主体であると明記し学びを保障することと合わせて、現実にかこどもたちの身の回りで起きているいじめや虐待、性暴力等に対し、こどもの権利を侵害するものであると、こどもの視点に立って捉える意識が、社会に広く浸透することが重要である。

(2) P14 「重要事項（１）」

保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年教育に携わる者などこどもや若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わるおとなのほか、広く社会に対しても、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容について広く情報発信を行うことにより、こども・若者が権利の主体であることを広く社会全体に周知する。

→保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年教育に携わる者などこどもや若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わるおとなへの情報支援や研修等を推進し、また広く社会に対しても、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容について広く情報発信を行うことにより、こども・若者が権利の主体であることを広く社会全体に周知する。

(理由)

あらゆる暴力等の権利侵害を防ぐには、まず日々こどもに関わる大人の深い理解と実践が欠かせない。これまでいじめ防止対策推進法や虐待防止法が施行されてもなお権利侵害がやまない理由の一つは、法の理念が学校や養育・保育等の現場に必ずしも浸透しきれていないことにある。こども基本法の理念の浸透にも、広く一般への情報発信のみならず、こどもと関わる大人を対象に、一層の情報支援や研修等の措置が必要である。

以上